

議事要旨(1) 実務対応報告公開草案「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い(案)」について

石原研究員が、資料「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い(案)の公表」、資料「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理における当面の取扱い(案)」に基づき、説明を行った。

公開草案の文案である「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理における当面の取扱い(案)」について、前回(第91回)の企業会計基準委員会の審議資料であった同文案からの主な変更箇所は以下のとおりである。

在外子会社の財務諸表には、所在地国で法的に求められるものや外部に公表されるものに限らず、連結決算手続き上利用するために内部的に作成されたものを含むことを明示した。

「当面の取扱い」の中で定める国際財務報告基準又は米国会計基準に準拠して財務諸表を作成している在外子会社の会計処理に関わる修正項目について、「会計方針の変更に伴う財務諸表の遡及的修正」を加え、会計方針の変更に伴い、財務諸表の遡及的修正を行った場合には、連結決算手続上、遡及修正額を当期の損益とするよう修正するよう明示した。

所在地国で公正妥当と認められた会計基準に準拠して作成されている場合には、今後は、連結決算手続上、国際財務報告基準又は米国会計基準に準拠して修正することとなる旨を明示した。

当面の取扱いとして認めることとなる在外子会社の会計処理の修正について、当期純利益に影響を与える項目を重視していることを明示した。

適用時期について、「平成19年4月1日」以後開始する連結会計年度に係る連結財務諸表と「平成20年4月1日」の両案併記としていたのを、「平成20年4月1日」とした。

適用初年度の期首において、過年度の損益として会計処理しなければならない額が生じた場合の処理について、修正額の純額を期首の利益剰余金にて修正することとしたが、その方法を採用した考え方を付記した。

委員等より、の表現方法が、原則である所在地国基準で作成された財務諸表を日本基準に修正する方法を否定するように読めるとの意見や、文章表現の修正結果によっては現行の日本公認会計士協会監査委員会報告第56号の方法でよいとミスリードするおそれもあるとの意見があった。西川副委員長より、文章を慎重に検討、修正したうえで、公表前に修正文案については委員に確認する手続きを取る旨説明があった。

また、委員等より、適用初年度において過年度分の資本連結の修正は行わないことを明示すること、適用初年度においては本取扱いの適用によりケースによっては利益剰余金に限らず直接貸借対照表の純資産の部の関連する科目に加減を行うことができること、切り替えにより連結対象子会社の範囲の重要な修正が生じる場合の取扱いに関する記述を求める意見があったが、西川副委員長及び石原研究員より、連結原則が改定された際に連結の範囲変更による資本連結の当該会計慣行があるなどの説明があり、本取扱いには明示しないこととされた。

さらに、委員等より、公開草案はこれでよいが、本取扱い適用による会計方針の変更の影響額の注記の方法などについては、最終決定までに引き続き検討したいとの意見があった。そのほか、内容の確認や字句修正のコメントがあり、字句修正の範囲で修正の検討を行うこととなった。

これらを踏まえた公開草案の公表の議決において、委員 1 名の反対があったが、公表することが承認された。なお、当該反対意見の趣旨（ 例外処理及び任意修正が多く、裁量の余地が多すぎて会計実務における指針となるか、 当期純利益以外の影響を軽視していないか、 当面の取扱いとし期限の定めがないこと）を、「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理における当面の取扱い（案）の公表」に記載することとされた。

以 上